
 ♣交通バリアフリー問題

〈6・13 新幹線事件〉 私たちは普通に旅行してるだけなのに

— J R 東海・誓約書強要・乗車拒否問題の経過 —


 佐藤 温子（大阪府）

2009年6月13日、東京で開催した「まいど！医療的ケア研修事業」に講師として出席するために、平本歩さん・折田涼さんと娘の佐藤有未恵が、新大阪から新幹線を利用しようとしたところ、「新幹線事件」は起こりました。

3人は新大阪駅から品川駅まで、新幹線のぞみ（J R 東海）のそれぞれ違う便に乗車、品川駅で在来線（J R 東日本）に乗り換え、目的地に向かいました。また14日・15日にわかれて同じように帰阪しました。各々、事前に切符を予約・購入してのことでした。

「これから東京に行って、まいどの講師をがんばるぞ〜！」と意気揚々としていた3人に、J R 東海の方々から突き付けられたことは…。（すべて載せるには字数に限りがありますので、要旨を書かせていただきます。）

- ・車内の電源を使うのなら、「承諾書」を書かないといけない。
- ・車内で医療行為をする人は「誓約書」と「新幹線利用申込書」を提出してもらわないといけない。
- ・医療行為が必要な人は新幹線鉄道事業本部に連絡をいれて、承諾をとらないといけない。
- ・上記のことをしないなら、車内で電源を使ってはいけません。乗車も認めない。
- ・車いすの長さが120cmを超すもの（ストレッチャー）は乗せない。
- ・これらはJ Rの社内規定で決まっており、国との協議によるものである。社内規定は見せることはできない。

＊「承諾書」—住所・氏名・生年月日・連絡先を記入するようになっている。

＊「誓約書」—「旅行中に何が起きても一切責任を問わないことを誓約します。」と記名・押印。また医師の証明として、旅行に支障なしと医師が記名・押印するようになっている。

＊「新幹線利用申込書」—車いすの大きさや人工呼吸器の使用、電源使用の有無、バッテリーの何時間用何本、延長コードの有無、など事細かに申告するもの。

まとめると上記のようなことですが、投げかけられた数々の言葉は非常にひどいものでした。「乗って来たものはしょうがないが、帰りは乗車を断ることもある。」「今回は目をつむって乗車させないことはないが、手伝いは一切しないし、到着駅に連絡もしない。」などなど。

驚いたことに、本当に乗り換えの在来線（J R 東日本）への連絡をせず（“一切手伝うな”との連絡は入れていた模様。）、3人と同行者は自力でエレベーターを探し、ホームに降りて、車両とホームの広い隙間を渡し板もなく乗降せざるを得ず、怖い目に遭いました。

また、のぞみを降りた品川駅ではたくさんの乗客の前で駅員に取り囲まれ、まるで犯人扱いで、娘は「むっちゃ恥ずかしかった。」と言っていました。

しかしこのようなJ Rの攻勢の中、3人とも「これまでも書類の提出などせず何回も新幹線を利用してきたこと」「ストレッチャーであるけれども、多目的室でなく普通車両の車いすスパー

スでも、ワゴン販売や他の乗客の通行にも問題なかったこと」「電源は使わせていただくが、何かあり電源使用不可能な状態になっても大丈夫なよう備えをしていること」（外部バッテリー、内蔵バッテリー、アンビューバッグの準備）「何より看護乗車ではなく普通の旅行であること」を伝え、書類の提出には応じませんでした。

これまでも何人かのバクバクっ子が同じように書類の提出を求められ仕方なく提出したとの報告があり、JRに対応改善を求め、バクバクの会から要望書を出したり、他団体とともに交渉をしてきましたが、JRの対応は少しも改善はされていなかったわけです。

さらに、その後、7月4日に佐藤有未恵が、7月11日に平本歩さんが再び新幹線を利用するために、予約の電話をした際も書類の提出を求められるということがありました。また、たまたま新幹線事件のことを聞いたメディアの方が今回の対応についてJR東海に問い合わせをして下さったところ、不適切な対応はなかったとの回答ばかりか、事実がJRの都合のいいように捻じ曲げられていました。

このままこの問題を放置してはいけないということで、7月9日、DPI（障害者国際ショナル日本会議）、障大連（障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議）の方々に同行していただき、折田みどり事務局長と佐藤温子が、国土交通省に協議に行き、今回のJRの対応がおかしいことを訴えました。そしてJRに確認をしてほしい旨をお願いしました。

7月末にDPIを通して国土交通省からJR東海の回答について連絡がありました。

「看護乗車（看護が必要な患者の搬送）であると判断し、誓約書の提出を求めたが、本来なら誓約書などの提出は不要であり、係員の判断が適切になされていなかった。今後は適切に対応する。またストレッチャーの長さ120cm以上についても乗車がダメということではない。鉄道局から適切に対応するよう指導した。」ということでした。

したがって、ストレッチャーを使っている、人工呼吸器をつけていても、新幹線乗車にはなんの問題もないということです。（当然ですが…。）ですから、今後、新幹線乗車の際に誓約書や承諾書などの書類の提出を求められたりしても、その必要はありません。まだ、現場に徹底されていないのか、その後も、新大阪駅では、切符購入時にトラブルが生じていますが、そういう場合には、「書類は出しません。」「2009年7月末に国土交通省とJRから確認をとってあります。」と伝えて下さい。また、もし書類の提出を求められたり、乗車拒否されたりするようなことがあれば、バクバクの会事務局に連絡して下さい。

奇しくも、地域であたり前にくらしたいという思いが詰まった「まいど！医療的ケア研修事業」への旅の途中に起こったこの新幹線事件。いかに人工呼吸器や医療的ケアが必要な人たちに対する予断と偏見が根深いものかを思い知らされることになりました。けれども、言われるままにせず協議をしたことで、JRから間違いであった旨の回答を得ることができたのだと思います。人工呼吸器をつけていても、医療的ケアが必要であっても、ひとりの人間として、あたり前に暮らせるように、最初の一步の精神を忘れずに、あきらめずに街に繰り出し、トラブルがあったとしても粘り強く話し合いを続けていきましょう！

最後に、今回の新幹線事件で、DPI、障大連、国土交通省、呼ネットの皆さまはじめたくさんの方々にお世話になりました。ありがとうございました。

〔 2009年7月29日付け 国土交通省回答 〕

質問. JRの誓約書や新幹線利用申込書などを「内規」でどのように定められているのか。（「内規」は閲覧できるのか、いつからあるのか、その根拠・内容）。

答. 鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）第4条に基づき、鉄道は停留場に運輸上必要な規則等を備え置くこととなっており、利用者からの申し出により閲覧は可能であります。

ただし、「内規」については各鉄道会社における内部規定のため、承知しておりませんが、JR東海へ確認した内容については、次のご質問への回答へ記述致します。

鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第4号）一抄一

第四条 鉄道は停留場に運賃表、料金表、旅客列車（混合列車を含む以下同じ）の時刻表その他運輸上必要な諸表規則等を備附くべし。

質問. 「新幹線利用申込書」の記述の根拠について（誓約事項（幅：600mm、高さ：1800mmの根拠）や「ハンドル型電動車いすはご利用できません」という記述）。

答. 一般的に「車いす」は、「手回り品」とされており、一般に販売されている時刻表では、タテ・ヨコ・高さの合計が250センチ（長さは2メートルまで）以内、重さが30キロ以内のものを2個まで持ち込むことが出来るとなっており、「車いす」は、長さ・高さが120センチ以内で、幅が70センチ以内のものは無料で持ち込める「手回り品」との記述があります。

「新幹線」のデッキ付き車両などは、一般車両と構造が異なるため、車両の型式に併せて独自の規定を設けていると聞いており、ハンドル型電動車いすについては、空間制約上の観点や重量などから一部の車両のみの利用を可能としているとのことです。

また、「新幹線」については、車いす利用時に、「列車の確保」、「乗車時及び降車時に適切な案内等を行うため」、「他社への連絡」のために、「新幹線利用申込書」の記載をお願いしていると聞いております。

また、ハンドル形電動車いすは、一部の車両（N700）へ、条件付きで乗れるとなっております。（詳しくは、安心生活政策課へお聞き下さい。）

質問. JRの対応が人・場所によってバラバラである。

答. 鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第3号）第1条では、鉄道は運輸の安全・利便を旨とし、係員は懇切にその職務を行うとの記述があるところであり、鉄道におけるサービスにおいて、職員は鉄道会社の規則等を把握することが重要であると考えます。

今般の件に関しては、JR東海へ事実確認したところ、「看護乗車（看護が必要な患者の搬送）」であると判断し、「誓約書」の提出を求めたが、本来なら、「誓約書」等の提出は不用であり、係員の判断が適切になされていなかったとのことであり、今後は適切に対応すると聞いております。

鉄道運輸規程（昭和17年鉄道省令第4号）一抄一

第一条 鉄道は運輸の安全便益を旨とし係員をして懇切にその職務を行はうべし。

以 上